平成 18 事務年度証券会社等向け監督方針について

証券業等の現状

金融システム改革以来の証券市場活性化のための諸施策不良債権問題の正常化、バランスのとれた景気回復

「貯蓄から投資へ」の流れを加速していく 本格的な移行期のはじまり

- * 大規模な誤発注
- *システム障害
- *投資家の不公正取引

市場を巡る様々な問題が発生



証券会社等の自主的取組みを促進 金融商品取引法の本格施行を前に、 利用者保護の徹底を図る。

重点事項

1. 利用者保護

勧誘・説明態勢の確立 適切な勧誘・説明態勢 広告審査体制 等

相談·苦情への適切な対応 顧客情報の管理態勢の確立 分別保管の徹底

運用業等に関する利用者保護 金融先物取引業に関する利用者保護

2. 適正な業務運営態勢の構築

経営管理態勢

法令等遵守・リスク管理態勢 法令等遵守態勢の検証 リスク管理態勢の検証 内部監査部門の検証

金融コングロマリットの経営管理

財務の健全性の確保

仲介業者等の利益相反防止

3. 市場仲介機能等の適切な発揮

オペレーションの信頼性向上 誤発注の再発防止 信用取引の担保掛目 システム管理態勢の適切性

発行体へのチェック機能発揮 投資家へのチェック機能発揮

市場プレイヤーとしての自己規 律の維持

投資銀行業務等を行う際の利益相反の防止等

監督手法

- (1) 検査・監視部局との適切な連携の確保
- (2) 自主規制機関との連携確保

(3) 証券会社等との関係

- ・証券会社の自主的な努力の尊重と十分な意思疎通の確保
- (4) 海外監督当局等との連携強化